

太田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市条例第61号

太田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

太田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年太田市条例第219号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

東金井工業団地南第二地区地区計画	太田都市計画東金井工業団地南第二地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
------------------	---

別表第2東金井工業団地南地区地区整備計画区域の項中「処理に供するもの」の次に「及び農業集落排水施設」を加え、同表に次のように加える。

東金井工業団地南第二地区地区整備計画区域	1 法別表第2（わ）項に掲げるもの 2 カラオケボックスその他これに類するもの 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 老人福祉センター、児童厚生施設そ	10分の6	1,000平方メートル	外壁等の面から一ト（境界線）（隅）	1メートル	31メートル
----------------------	--	-------	-------------	-------------------	-------	--------

	<p>の他これらに類するもの</p> <p>5 自動車教習所</p> <p>6 廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物又は第4項に規定する産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するもの及び農業集落排水施設を除く。）</p> <p>7 風営法第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに規定する営業の用に供するもの（前各項に規定されるものを除く。）</p>	<p>に供するものについては、この限りでない。）</p> <p>を除く。）</p> <p>又は隣地等境界線までの距離</p>	
--	--	--	--

## 附 則

この条例は、令和7年12月26日から施行する。